

平成30年4月版

平成30年6月発刊予定

介護報酬の解釈

2 指定基準編

定価 本体4,300円+税/B5判・約1,400頁
ISBN978-4-7894-1528-6 C3047 ¥4300E

商品No.11422



指定基準と関係通知を集成 事業者・施設運営の基本書 変更点は見逃さないー平成30年4月改定箇所を明示

- 指定基準の各条文に解釈通知を配置、他サービスの準用規定は読替え後の条文等により掲載するなど、実務本位に編集しています。
- 平成30年4月改定の変更点がわかるように掲載するとともに、条例作成のうえで「従うべき基準」と「標準」の区別を表記しています。
- 今回の改定では、同一の事業所で一体的に介護保険と障害福祉のサービスを提供する「共生型サービス」が創設されます。また、日常的な医学管理や看取り・ターミナルケアなどの医療機能と、生活施設としての機能とをかね備えた新たな介護保険施設として、「介護医療院」が創設されます。いずれのサービスも介護報酬に関係する指定基準を掲載します。

本書の構成(予定)

I 居宅サービス等の基準と関係通知	<p>(1)居宅サービス (2)地域密着型サービス (3)居宅介護支援</p>	○左段に国(厚生労働省)による基準省令、右段にその解釈通知を対照させて配置することにより、項目ごとの規定内容を明快に示しています。
II 施設サービスの基準と関係通知	<p>(1)介護老人福祉施設 (2)介護老人保健施設 (3)介護療養型医療施設 (4)介護医療院</p>	○他のサービスの規定を準用する旨が定められている項目は、所要の読替えを行ったうえで準用元の条文・規定を再掲し、実務上の便を図っています。
III 介護予防サービス等の基準と関係通知	<p>(1)介護予防サービス (2)地域密着型介護予防サービス (3)介護予防支援</p>	○各項目について、基準の自治体への条例委任に際し、国の基準が①「従うべき項目」、②「標準とする項目」であるものにはそれぞれ記号を付し(③「参酌すべき項目」は無印)、区別がつかないようにしています。
IV 指定基準関係告示・通知等	<p>(1)利用者負担関係 (2)宿泊サービス関係 (3)施設サービス関係 (4)条例委任関係 (5)その他 付 有料老人ホーム</p>	○基準に関連する告示・通知等のうち、個別サービスに固有なもの、サービスの末尾に掲載しています。
V サービス事業所関連ーその他の主な通知等		○基準に関連する告示・通知等のうち、複数のサービスに関係するものをまとめています。

5 訪問リハビリテーション (人員、設備、運営の基準)

(☆は準用を示す)

左段は、基準省令(国の基準)を配置

第1節 基本方針

第75条 指定居宅サービスに該当する訪問リハビリテーション(以下「指定訪問リハビリテーション」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に即応した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を図る。利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。

実質的な変更があった部分に、破線の下線 新規項目には印の記号

第1 人員に関する基準 (居宅基準第76条)

第76条 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、指定訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を適宜配置しなければならない。

右段は、解釈通知(国の基準)の該当箇所を配置

1 人員に関する基準 (居宅基準第76条)

指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、指定訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を適宜配置しなければならない。

5 訪問リハビリテーション (基本方針/人員基準/設備基準/運営基準)

ページをまたいでもわかるよう◆印をつけた項目全体にアミかけ

第3節 設備に関する基準

設備及び備品の要件

第77条 指定訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所又は介護老人保健施設であって、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているとともに、指定訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。

都道府県・市町村が条例を定めるにあたり国の基準に従うべき項目に◆印、標準とする項目に◇印(除外項目・限定項目は印に〔 〕で明記)

第8条 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーションの提供を開始し、施設に規定する運営規程の概要、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の職務の体制その他の重要な事項を記した文書を作成し、当該提供の開始時に利用申込者の同意を得なければならない。

1-1 居宅サービス

提供拒否の禁止 (☆基準第83条)

第9条 指定訪問リハビリテーション事業者は、正当な理由なく指定訪問リハビリテーションの提供を拒否してはならない。

サービス提供困難時の対応 (☆基準第83条)

第10条 指定訪問リハビリテーション事業者は、当該指定訪問リハビリテーション事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問リハビリテーションを提供することが困難であると認められた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定訪問リハビリテーション事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

受け入れ資格等の確認 (☆基準第83条)

第11条 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーションの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間が満了する日を確認する。

5 訪問リハビリテーション (運営基準)

要介護認定の申請に係る援助 (☆基準第83条)

第12条 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーションの提供を開始し、施設に規定する運営規程の概要、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の職務の体制その他の重要な事項を記した文書を作成し、当該提供の開始時に利用申込者の同意を得なければならない。

心身の状況等の把握 (☆基準第83条)

第13条 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が提供するサービス担当者会議(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援事業者等」という。))第13条第9号に規定するサービス担当者会議を、当該指定訪問リハビリテーション事業者は、これに参照して指定訪問リハビリテーションの提供を終了した際には、